

事務連絡
平成28年12月1日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課

企業従業員等に対するマイナンバー（社会保障・税番号）制度の
周知・広報について

内閣府大臣官房番号制度担当室長及び総務省自治行政局長より、企業従業員等に対するマイナンバー（社会保障・税番号）制度の周知・広報についての依頼をいただきました。

つきましては、各医療機関等において従業員等に対するマイナンバー制度の周知やマイナンバーカードの申請促進、社員証等としての活用に関する取組を進めていただきたく、別添事務連絡をご参照の上、貴管下の医療機関等を通じた周知に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上

(問い合わせ先)

厚生労働省医政局総務課 吉田、家田

TEL : 03 - 5253 - 1111

FAX : 03 - 3501 - 2048